

平成30年度 重点行政監査の結果に基づく措置状況

公の施設の指定管理者制度

番号	機 関 名	ページ
1	総務局	1
2	健康福祉局	1
3	土木建築局	2

## 1 総務局（監査年月日：平成31年3月6日）

監査結果（改善を求める事項）
<p>施設の管理経費収支実態を反映した作成方法の統一化について（総務局業務プロセス改革課）</p> <p>施設の管理経費収支に関しては、毎年度、県議会に「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」を報告しているが、「管理経費の状況」を見ると、委託料と支出額が収支均衡となるように作成しているものがあり、支出経費の実態を正確に反映していないものが見受けられた。</p> <p>効果検証の基礎的な数値としても意味があるため、経営状況を正確に把握し、支出経費の実態を反映した内容となるよう、制度所管課において、基本的な作成方法を定めて、取扱を統一する必要がある。</p>
措置の内容
<p>管理経費の状況欄の記載方法について、実態を反映した内容となるよう、ガイドライン改正を行い、平成30年度実績報告（令和元年6月報告分）からは収支均衡とせず、支出経費の実態を反映した管理運営状況報告を行うよう収支規定を記載した。</p>

## 2 健康福祉局（監査年月日：平成31年3月6日）

監査結果（改善を求める事項）
<p>広島がん高精度放射線治療センターに係る運営交付金について（健康福祉局がん対策課：広島がん高精度放射線治療センター）</p> <p>広島がん高精度放射線治療センターにおいては、利用料金制で運営されているが、赤字決算となった場合には、県が運営交付金を交付することとしている。</p> <p>これは、指定管理者の経営努力を低下させる要因にもなりかねないものであることから、指定管理者の経営努力を促すよう改善する必要がある。</p>
措置の内容
<p>利用料金制は、公の施設の管理運営にあたって管理受託者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化を図るため創設されたものである。</p> <p>広島がん高精度放射線治療センターにおける、患者の確保については、完全紹介制であるため、他医療機関との連携による部分が大きく、収入については、国が金額を定めている診療報酬であるため、料金設定に自由度、工夫の余地がなく、管理受託者の自立的な経営努力が発揮しにくい仕組みであることから、当初は利用料金制ではなく、料金收受代行制としていた。</p> <p>しかし、運営費としての指定管理料に消費税が課税されたことにより、税制上の課題に対応するため、平成29年7月から利用料金制に移行した経緯があり、他の利用料金制の施設とは性質が異なるため、赤字補てんの運営交付金の交付が、指定管理者の経営努力を低下させる要因とは言い難い。</p> <p>しかしながら、利用料金制移行後も県として経営努力を促すための指導を行い、HIPRAC外来を設置するなど、指定管理者としても患者確保に努め、平成30年度は運営費ベースで黒字となるなど、経営は年々改善している。</p>

### 3 土木建築局 (監査年月日：平成 31 年 3 月 6 日)

<b>監 査 結 果 (改善をを求める事項)</b>
<p>施設の管理経費収支実態を反映した作成方法の統一化について (土木建築局港湾振興課：一般港湾施設 (広島港, 福山港, 尾道糸崎港))</p> <p>施設の管理経費収支に関しては, 毎年度, 県議会に「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」を報告しているが, 「管理経費の状況」を見ると, 委託料と支出額が収支均衡となるように作成しているものがあり, 支出経費の実態を正確に反映していないものが見受けられた。</p> <p>効果検証の基礎的な数値としても意味があるため, 経営状況を正確に把握し, 支出経費の実態を反映した内容となるよう, 制度所管課において, 基本的な作成方法を定めて, 取扱を統一する必要がある。</p>
<b>措 置 の 内 容</b>
<p>「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の「管理経費の状況」については, 従前, 年度終了後に指定管理者から提出された実績報告に基づき, 委託料の額を確定し, その額を支出額として記載し, 収支均衡となるよう作成していた。</p> <p>今年度の報告からは, 支出額について, 実際の支出経費を記載することにより, 経営状況の実態が正確に把握できるよう改めた。</p>

<b>監 査 結 果 (改善をを求める事項)</b>
<p>利用料金の減免に係る補填について (土木建築局都市環境整備課：びんご運動公園)</p> <p>びんご運動公園においては, 包括協定書に基づき, 利用料金減免に伴う額について県の予算の範囲内で補填しているが, 平成 28 年度及び平成 29 年度の減免額が県の予算の上限額を超えており, 減免額の一部が補填されていなかった。</p> <p>県が条例で定めた減免に係る負担額を指定管理者に負担させることは, 制度上適切でないため, 減免額を補填する必要がある。</p>
<b>措 置 の 内 容</b>
<p>平成 30 年度については減免額の不足はなく, また令和元年度においても不足することのないよう予算確保を行った。引き続き減免額の不足がないよう予算算出を行い, 必要であれば補正を行うなどの対応をして, 指定管理者が負担することがないよう努める。</p>

<b>監 査 結 果 (改善をを求める事項)</b>
<p>施設の管理経費収支実態を反映した作成方法の統一化について (土木建築局住宅課：県営住宅)</p> <p>施設の管理経費収支に関しては, 毎年度, 県議会に「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」を報告しているが, 「管理経費の状況」を見ると, 委託料と支出額が収支均衡となるように作成しているものがあり, 支出経費の実態を正確に反映していないものが見受けられた。</p> <p>効果検証の基礎的な数値としても意味があるため, 経営状況を正確に把握し, 支出経費の実態を反映した内容となるよう, 制度所管課において, 基本的な作成方法を定めて, 取扱を統一する必要がある。</p>
<b>措 置 の 内 容</b>
<p>「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の「管理経費の状況」欄の記載方法について, 実態を反映した内容となるよう, ガイドラインが改正され, 平成 30 年度終了後に指定管理者から提出された実績報告に基づき, 令和元年 6 月報告分から収支均衡とせず, 支出経費の実態を反映した管理運営状況の報告を行っている。</p>